請願権侵害に関する確定判決に関する質問主意書（案）

　本年４月１０日、国土交通省による株式会社地域開発研究所元社長の島崎武雄氏（以下、「島崎氏」という）に対する憲法１６条に定められた請願権の侵害について、島崎氏に対して５２８万円の損害賠償を命じる判決を東京高等裁判所が下しました。

　当該判決で東京高等裁判所は以下のとおり判断しています。

①公益法人・随意契約問題について、国土交通省職員の行為は、地域開発研究所に対する違法な介入である。

②第二海保問題について、関東地整港湾空港部長およびその部下の行為は、憲法１６条に定められた請願権を侵害し、地域開発研究所への違憲・違法な介入にとどまらず、島崎氏個人に対する違憲・違法な制裁でもある。

　同判決は国土交通省側が上告せず確定しており、国土交通省としても上記違憲・違法行為を確認したのだと理解されます。

　そこで、伺います。

一　この東京高等裁判所の判決を受けて、違憲・違法判決について国土交通省が行った事実確認の有無及びその内容について、政府が承知していることをお答え願います。

二　この東京高等裁判所の判決を受けて、違憲・違法行為に関与した職員・元職員らに対して行った措置の有無及びその内容について、政府が承知していることをお答え願います。

三　この東京高等裁判所の判決を受けて、同判決が認めたような違憲・違法行為の再発を防止するために国土交通省が執った方策の有無及びその内容について、政府が承知していることをお答え願います。